



起業する際の主な利益相反留意事項

1. 起業のために発起人になる場合は、事前に役員兼業申請を行い、兼業許可が下りてから法人登記を行うこと。
※発起人にならず、会社設立後に役員となる場合も、事前の役員兼業申請が必要です。
2. 研究者として兼業先と共同研究を行う場合は、必ず大学側の立場で参加すること。
3. 兼業先と共同研究を行う場合、契約締結において兼業先のサイナーにならないこと。
4. たとえ業務時間外であっても、学内の施設・設備・機械・スペース等を使用して兼業先の活動を行わないこと。（賃貸契約を締結している場合は除く）
5. 兼業先での職務発明であっても大学に対して発明届を行い、どちらの立場での発明なのかを明確にすること。
6. 兼業先への発注業務に関わらないこと（契約者にならない、決裁に関わらない）。
7. 每年、必ず年度当初に実施される産学官連携活動における利益相反定期自己申告を行うこと。

利益相反 (COI) マネジメントに関する問合せ先
研究推進部 研究安全管理課 研究公正係
Email: kensui-anri@chiba-u.jp